

市会場での確定申告に必要なもの

- 予約確定通知(メール通知画面または通知はがきを受付時に提示)
- マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類と身分証明書(運転免許証など)
- 本人名義の預金通帳(所得税が還付になる人)
- 「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書(税務署から送られた人のみ)
- 収入の分かるもの(以下に主なものを例示)
 - ・源泉徴収票や支払調書など、収入の詳細が分かるもの
 - ・事業所得(営業・農業・不動産)がある場合は、作成済みの収支内訳書
 - ・生命保険などの雑所得や一時所得の場合は、支払額および必要経費(掛け金など)が分かるもの
- 控除を受けるために必要なもの(以下に主なものを例示)

控除の種類		必要な書類(原本)
社会保険料控除	国民年金保険料・基金の掛け金	保険料の控除証明書
	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	納付済額のお知らせ(1月下旬に発送)、領収書、通帳(口座振替の場合)などの支払った金額が分かるもの
生命保険控除、地震保険料控除		保険料の控除証明書
障害者控除		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など 要介護認定者は、介護保険課発行の障害者控除対象者認定書
医療費控除		作成済みの医療費控除の明細書
住宅借入金等特別控除(2年目以降)		借入金の年末残高証明書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
寄附金控除		領収書・受領書、寄附金額などの証明書

申告の際の注意点

申告に必要な書類を紛失したり、忘れてしまった場合は受け付けられない場合があります。必要書類を確認の上、持参してください。また、市会場で職員による収支内訳書や医療費控除の明細書の作成は行いません。必ず事前にご自身で計算・記入をしてから来場してください。

～医療費控除を受ける人へ～

医療費控除の申告には、**事前にご自身で作成した「医療費控除の明細書」の添付が必要**です。

- 医療を受けた「人ごとかつ医療機関、薬局ごと」に金額をまとめて記入してください
- 領収書の提示・提出は不要です ※自身で5年間の保存が必要。
- 様式は市役所や各地区センター、市HPなどで取得できます

～ふるさと納税のワンストップ特例申請をした人へ～

ワンストップ特例申請をした人でも、以下の場合は寄附金控除を受けるために確定申告が必要です。

- ふるさと納税先の自治体数が6つ以上となる場合
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除を受けるなどで確定申告をする場合

医療費控除の明細書

スマートフォンやパソコンからご自身で申告書の作成・提出ができます

申告会場に向くことなく申告書を作成・提出することができます。詳細は多治見税務署に問い合わせるか、国税庁HPをご覧ください。

申告方法

- 国税庁HPで申告書を作成・印刷し、郵送などで提出
- e-Tax(マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式)で申告書をインターネット送信



国税庁HP

確定申告と市民税・県民税申告を完全予約制で行います

問 税務課



市HP

市会場で行う確定申告、市民税・県民税申告は、必ず予約してから来場してください。予約が無い場合、市会場での申告を受け付けられませんのでご注意ください。

申告が必要な人は、確定申告書を作成した結果、所得税を納付する必要がある人、所得税の還付や市・県民税の控除を受けたい人などです。なお、年金収入400万円以下かつその他の所得が20万円以下の場合で、市・県民税の減額のために追加する控除が無い場合は、確定申告は不要です。

予約期間 **1月10日(火)9:00～3月15日(水)15:00**

予約方法 **※庁舎窓口では受け付けませんのでご注意ください。**

オンライン予約(予約サイトで24時間受付)

- ①スマートフォン・パソコンなどから予約サイトにアクセス
- ②注意事項を確認し、希望日時を選択、必要事項を入力
- ③登録したメールアドレスに予約の通知メールが届く
※迷惑メール設定がされている場合、通知メールが届きませんので解除する必要があります。
- ④予約日時に来場し、受付時に通知メール画面を提示



予約サイト

電話予約(平日9:00～17:00)

オンライン予約ができない人向けの方法です。回線が混み合うことが予測されますので、できる限りオンラインでの予約にご協力をお願いします。電話の場合は、後日、予約通知はがきを自宅に送付します。申告受付時に持参し、提示してください。

予約用の電話番号

1月10日(火)～31日(火)
コールセンター ☎050(5444)5393
2月1日(水)～3月15日(水)
税務課 ☎@1114、@1115、@1116

市会場での確定申告と市民税・県民税申告

申告期間 **2月8日(水)～3月15日(水)**の平日9:00～12:00、13:00～16:00

申告会場 総合会館5階 大ホール

※2月24日(金)は、さつきバス無料DAYです。来場の際に利用してください。

市会場で受付ができない申告

次のいずれかに該当する人は、多治見税務署で申告してください。

- 収支内訳書の作成方法が分からない
- 青色申告・損失・先物取引・譲渡所得(株式や土地建物の売買)の申告
- 住宅借入金等特別控除を受けるための初回申告
- 国外で生じた所得の申告
- 過年分(令和3年分以前)の申告
- 消費税、贈与税の申告

多治見税務署で申告(要事前予約)

期間 2月16日(木)～3月15日(水)の平日

※予約方法などの詳細は、多治見税務署に問い合わせてください。
※駐車場に限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

問 多治見税務署 ☎0572@0101